

支援プログラム

児童発達支援コチュカ（放課後等デイサービス）

法人理念

どこにいても ひとりひとりが 自分らしく過ごせる場所
コチュカだけではなく、ご家庭でも、保育園でも、幼稚園でも、子ども達ひとりひとりが”自分らしく”過ごせるよう、保護者、保育園、幼稚園と密に連携を取りながら、お子さまに必要な支援を共有していきます。

支援方針

”やってみたい””もう一回”の気持ちを大切に
子ども達が未来に向けて”自分らしく”豊かに暮らしていけるよう、子ども達ひとりひとりの発達課題にあった内容を、個別と小集団にてサポートしていきます。子どもの内面を豊かに育てながら「できる」「できない」ではなく”やってみたい””もう一回”の気持ちが育っていくように様々な活動を通して支援していきます。

営業時間

8：30～18：30

送迎実施

あり

児童発達支援・放課後等デイサービス

ア 本人支援

「本人支援」とは、障害のある子どもの発達の側面から、心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」、運動や感覚に関する領域「運動・感覚」、認知と行動に関する領域「認知・行動」、言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」、人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」の5領域を相互に関連づけた支援プログラムである。「本人支援」の大きな目標としては、障害のある子どもが、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようになることである。

(ア) 健康・生活

a ねらい

(a) 健康状態の維持・改善

(b) 生活のリズムや生活習慣の形成

(c) 基本的な生活スキルの獲得

(d) 生活におけるマネジメントスキルの育成

b 支援内容

(a) 健康状態の把握

利用時に、健康状態のチェックと必要な対応を実施していく。

意思表示が困難な子どもの障害の特性に合わせて保護者もしくは学校等の支援者に対して口頭で心身の状況を確認していく。また、利用中に体調の変化がある場合には適切な対処(例：医療機関への受診、保護者への状況の報告など)を行っていく。

(b) 健康の増進

障害により運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるように支援する。

(c) 病気の状態の理解と生活管理

医療機関や保護者と連携を図りながら、自分の病気の状態の理解し、病気の状態を維持・改善をしていくため、自分の生活を自ら管理する事が出来る力を育てていけるように支援する。

(d) 生活リズムや生活経験の形成

睡眠、食事、排泄等の基本的な生活習慣を形成し、健康状態の維持・改善に必要な生活リズムを身に着けられるように支援する。また、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防等、健康な生活環境への配慮を行う。

(e) 構造化等により生活環境を整える

生活の中で、様々な遊びや体験の機会が適切に得られるように環境を整える。また、障害の特性に配慮し、時間や空間を本人にわかりやすく構造化する。

(f) 生活におけるマネジメントスキルの育成

障害の特性や身体各部の状態について職員、利用児とが理解し、それらが及ぼす生活上の困難や補助機器を用いる際の留意点等の理解を深め、状況に応じて代替行動や困難な状況に陥った時の他者に対して働きかける方法などを実践したり、目標に向けた計画を職員の協力をうけながら立て、自分でも組み立てて行動できるように支援する。

(イ) 運動・感覚

a ねらい

(a) 姿勢と運動・動作の基本的能力の向上

(b) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用

(c) 日常生活に必要な基本動作

(d) 身体の移動能力

(e) 保有する感覚の活用

(f) 感覚の補助及び代行手段の活用

(g) 感覚的に総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動

b 支援内容

(a) 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上

定期的に専門職（保育士、作業療法士等）が一人一人の子どもを適切に評価し、日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化などに関する支援内容を立案し実践していく。

なお、地域の環境資源として体育館や室内競技場などを積極的に活用していく。

(b) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用

姿勢の保持や各種の運動の動作が困難な場合、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるように支援する。

(c) 身体の移動能力の向上

子どもの障害特性に合わせて自力での身体移動や歩行など日常生活に必要な移動能力の向上のために運動に関する支援プログラム（例：リズムジャンプ、ゲーム遊びなど）を実施していく。

また、事業所外での移動や交通機関の利用等、社会的な場面における移動能力向上のための支援を行う。

(d) 保有する感覚の活用

専門職（保育士、作業療法士等）が適切に評価を行い、個々の感覚の状態とその活用の仕方を把握した上で、保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚等の感覚を活動を通じて十分に活用できるよう支援する。

(e) 感覚の補助及び代行手段の活用

障害の状態や発達の段階、興味関心に応じて、将来の社会生活等に結びつくように、保有する感覚を用いて状況を把握しやすくするよう各種の補助機器や ICT を活用及び、他の感覚や機器での代行が的確にできるように支援する。

(f) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動

視覚、聴覚、触覚などの保有するいろいろな感覚やその補助及び代行手段を総合的に活用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動ができるよう支援する。

(ウ) 認知・行動

a ねらい

(a) 認知の特性についての理解と対応

(b) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成

(c) 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得

b 支援内容

(a) 認知の特性についての理解と対応

一人一人の認知の特性を理解し、それらを踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるように支援する。また、特に自己の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性について理解し、適切に対応できるよう支援する。

(b) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成

物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間などの概念の形成を図る事によって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援する。

(c) 行動障害への予防及び対応

感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防、及び適切行動への対応の支援を行う。

(d) 認知の偏りへの対応

専門職（保育士、作業療法士等）が一人一人の子どもを適切に評価し、認知の特性を把握し情報を適切に処理できるような環境調整や支援者の関わり方の指導や調整を行っていく、また、保護者に対しても認知の偏り等の個々の特性に関する情報を伝えこだわりや偏食等に対する家庭での具体的な支援を提案していく。

(エ) 言語・コミュニケーション

a ねらい

(a) 言語の形成と活用

(b) 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得

(c) コミュニケーションの基礎的能力の向上

(d) コミュニケーション手段の選択と活用

(e) 読み書き能力の向上

(f) 言語の受容と表出

(g) 状況に応じたコミュニケーション

b 支援内容

(a) 言語の形成と活用

専門職（保育士、言語聴覚士等）が一人一人の子どもを適切に評価し、コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に着けることができるように支援する。

(b) 受容言語と表出言語の支援

専門職（保育士、言語聴覚士等）が一人一人の子どもを適切に評価し、子どもの発達段階に応じた話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出する支援を専門職等が行う。

(c) コミュニケーションの基礎的能力の向上

障害の種別や程度、興味・関心等に応じて、言葉によるコミュニケーションだけでなく、表情や身振り、各種の機器等を用いて意思のやり取りが行えるようにする等、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に着けることができるよう支援する。

(d) 読み書き能力の向上のための支援

専門職（保育士、言語聴覚士等）が一人一人の子どもを適切に評価し、障害の特性に応じた文字の読み書き能力の向上のための支援を行う。

(e) コミュニケーション機器の活用

専門職（保育士、言語聴覚士等）が一人一人の子どもを適切に評価し、各種の文字・記号、絵カード、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑にできるよう支援する。

(f) 音声、文字等のコミュニケーション手段の活用

専門職（保育士、言語聴覚士等）が一人一人の子どもを適切に評価し、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。

(オ) 人間関係・社会性

a ねらい

(a) 他者との関わり（人間関係）の形成

(b) 他者の意図や感情の理解

(c) 自己の理解と行動の調整

(d) 仲間づくりと集団への参加

(e) 情緒の安定

b 支援内容

(a) アタッチメント（愛着行動）の支援

自身の感情が崩れたり、不安になった際に、大人が相談等にのることで、安心感を得たり、自分の感情に折り合いをつけたりできるよう”安心の基地”の役割が果たせるよう支援する。

(b) 他者の意図や感情の理解

他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるように支援する。

(c) 自己の理解と行動の調整

自分のできることや苦手な事等、自分の行動の特徴等を理解し、自己を肯定的に捉えられる機会を通じて、気持ちや情動を調整し、状況に応じた行動ができるように支援する。

(d) 仲間づくりと集団への参加

集団の雰囲気に合わせてたり、集団での決まり等を理解して、遊びや集団活動等に積極的に参加できるように支援するとともに、共に活動する事を通じて、相互理解やお互いの存在を認め合いながら、仲間づくりにつながるよう支援する。

(e) 情緒の安定

自身の感情、気持ち、生理的な状態像への気づきや関心を持ち、その変化の幅を安定させることに興味を持てるように援助し、変化の幅が小さく安定した情緒の下で生活ができるように支援する。

イ 移行支援

「移行支援」とは、地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の考え方に立ち、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、障害のある子どもに対する「移行支援」を行い可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにいくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていきけるための支援プログラムである。

(ア) ねらい

- a 保育所等への配慮された移行支援
- b 移行先の保育所等との連携（支援内容等の共有や支援方法の伝達）
- c 移行先の保育所等への支援と支援体制の構築

d 同年代の子どもとの仲間作り

(イ) 支援内容

a 具体的な移行を想定した専門職（作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士、保育士等）による子どもの発達の評価

b 合理的配慮を含めた移行に当たっての移行先の環境の評価

c 具体的な移行先との調整

d 家族への情報提供や移行先での環境調整

e 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達

f 子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達

g 併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整

h 移行先の受け入れ体制づくりへの協力

i 相談支援等による移行先への支援

ウ 支援に当たっての配慮事項

特定非営利活動法人コチュカの職員は、障害のある子どもの発達の状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人の子どもの障害種別、障害の特性及び発達の状況に応じた支援を行い、障害種別に応じて、設備・備品への配慮のほか、子どもや保護者との意思の疎通、情報伝達のための配慮を行っていく。

(2) 家族支援

「家族支援」とは、障害のある子どもを育てる家族に対して、障害の特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本とし、保護者が子どもの発達を心配する気持ちを出発点とし、障害があっても子どもの育ちを支えていける気持ちを持てるようになるまでの過程において、関係者が十分な配慮を行い、日々子どもを育てている保護者の思いを尊重し、保護者に寄り添いながら、子どもの発達支援に沿った支援プログラムである。

ア ねらい

(ア) 家族からの相談に対する適切な助言やアタッチメント形成（愛着行動）等への支援

(イ) 家庭の子育て環境の整備

(ウ) 関係者・関係機関との連携による支援

イ 支援内容

(ア) 子どもに関する情報の提供と定期的な支援調整

(イ) 子育て上の課題の聞きとりと必要な助言

(ウ) 子どもの発達上の課題についての気づきの促しとその後の支援

(エ) 子どもを支援する輪を広げるための橋渡し

(オ) 相談支援専門員との定期的な支援会議や支援計画の調整

(カ) 関係者・関係機関の連携による支援体制の構築

(キ) 家族支援プログラム（個別の面談等）の実施

ウ 支援に当たっての配慮事項

- 家族支援は、家族が安心して子育てを行うことができるよう、さまざまな家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援等を行う
- 家族支援は、大きなストレスや負担にさらされている母親が中心となる場合が多いが、父親や兄弟姉妹、さらには祖父母など、家族全体を支援していく
- 家族が子どもの障害の特性等を理解していくためのプロセス及び態様に配慮していく。
- 特に、子どもの障害の特性等の理解の前段階として、「気づき」の支援も重要な家族支援の内容であり、個別性に配慮して慎重に行っていく。
- 家族支援において明らかとなってくる虐待（ネグレクトを含む）の疑いや心理カウンセリングの必要性など、専門的な支援が必要な場合は、適切な対応を行う。
- 家族支援を実施する際には、必要に応じて、障害児相談支援事業所、児童発達支援事業所、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等を実施する障害福祉サービス事業所、発達障害者支援センター、児童相談所、専門医療機関、保健所等と緊密な連携を行って実施していく

（3）地域支援

「地域支援」とは、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等の子育て支援機関等の関係機関との連携を強化し、地域の子育て環境やネットワークを構築するサポートを図るための支援プログラムである。

ア ねらい

（ア）地域の子育て環境の強化

（イ）地域の支援体制のネットワーク構築のサポート

イ 支援内容

(ア) 児童発達支援・放課後等デイサービス

(a) 保育所・小・中・高等学校等の子育て支援機関との連携（例：他通所支援事業所等）

(b) 医療機関、保健所、児童相談所等の専門機関との連携

(c) 教育機関の関係者等との連携

(d) 地域支援の体制の構築のための会議への出席

(e) 個別のケース検討のための会議への出席

ウ 支援に当たっての配慮事項

* 地域支援は、支援を利用する子どもが地域で適切な支援を受けられるよう関係機関等と連携することのみならず、地域全体の子育て支援力を高めるためのネットワークを普段から構築していく

* 地域の支援体制を構築していくために重層的な支援体制が構築できるように協力していく